

東久留米市訓令乙第91号

東久留米市物価高騰対応農業経営支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月9日

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市物価高騰対応農業経営支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、エネルギー価格及び種苗費等の高騰による農業経営への影響を緩和するため、東久留米市内（以下「市内」という。）の農業経営者に対して東久留米市物価高騰対応農業経営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 令和7年分所得税確定申告等 令和7年中の所得に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項の規定による申告又は地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の規定による申告をいう。
- (3) 直近法人税確定申告 事業年度終了の日を令和8年1月1日前とする直近の事業年度に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による申告をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる農業経営者（複数人で経営している場合は、代表者に限る。以下「補助対象者」という。）は、市内で農業を営む者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 令和8年1月1日現在において市内に住所を有し、令和7年分所得税確定申告等を行った者
- (2) 令和8年1月1日現在において市内に主たる事業所を有し、直近法人税確定申告を行った法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号。以下

「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)

(3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(4) 第6の規定による申請時点において、今後継続して農業を営む意思がない者
(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支出した農畜産物の生産に係る経費のうち、種苗費、肥料費、飼料費、農薬・衛生費、動力光熱費及び諸材料費を合算した額とする。

(補助金の額等)

第5 補助金の額は、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で東久留米市長(以下「市長」という。)が定める額とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 認定農業者 500,000円

(2) 認定農業者以外 100,000円

2 補助金の交付は、年度内に1回限りとする。

(申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、東久留米市物価高騰対応農業経営支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定)

第7 市長は、第6の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東久留米市物価高騰対応農業経営支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。この場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、かつ条件を付することができる。

(調査)

第8 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、第7の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し報告を求め、又は必要な書類を提出させることができる。

(申請の撤回)

第9 交付決定者は、第7の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(決定の取消し)

第10 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、東久留米市物価高騰対応農業経営支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該交付決定者に通知するものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- （3） その他不適当と認められる事実があったとき。

（補助金の返還）

第11 市長は、第10の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第12 市長が第10の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、交付決定者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 市長が交付決定者に対し補助金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、交付決定者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第13 市長は、第12第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第14 市長は、第12第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（関係書類の保管）

第15 交付決定者は、当該補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を、当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第16 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和8年7月9日から施行する。
- 2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行った補助金の交付の決定に対する第8から第15までの規定は、その時以降も、なおその効力を有する。